

(案)

2 東使審発第1号  
令和3年3月 日

東村山市長  
渡部 尚 様

東村山市使用料等審議会  
会長 鈴木 豊

答 申

平成31年2月14日付、30東経企発第24号により諮問された「使用料・手数料の基本方針（改訂版）」の見直しについて、本審議会で審議し、その結果を取りまとめたので、下記のとおり答申をする。

記

### 1 原価に含める対象経費

新地方公会計制度への対応として、原価に含める対象経費は、統一的な基準による財務書類の数値と、財務書類の作成に伴い整備した固定資産台帳の減価償却費を用いることとする。

※P4 (1) 原価に含める対象経費→物件費等の対象はPLの仕訳に従う

※P5①人件費→退職手当引当金繰入額を算入

※P5②物件費等→PL仕訳、「等」にあたる公債費利子を算入

※P5③建物建設費（減価償却費）→固定資産台帳の減価償却費を用いる。資本的支出が減価償却費に反映される。

※P6 建物建設費（減価償却費）→減価償却費の考え方の違いの表

### 2 現行の料金改定基準の再評価

料金改定にあたっては、算定した額と現行料金との差額を基準に、概ね10%以上の乖離が生じているかを一つの目安とし、改定額は100円単位とする。

※P3 (5) 適正価格決定の統一的な考え方

### 3 使用料について算定結果以外の状況も加味することの明文化

使用料についても算定結果以外の状況を加味することについては、その施設を取り巻く社会状況や施設の老朽度合いといった視点を考慮するほか、諸々の事情を考慮して額を決定することを明文化する。なお、料金に関して、他自治体との均衡や

民間の類似施設との比較が必要と判断した場合は、市場性も考慮することとする。

**※P4 2 原価算定の基本ルール**

4 激変緩和措置の検討

激変緩和措置の見直しについては、現行料金50円未満の区分および50円以上200円未満の区分を新設し、改定額の上限をそれぞれ100円と現行料金の2.0倍とする。200円以上の区分については、現行どおり現行料金の1.5倍とする。なお、月額としている使用料の改定額の上限については、設置目的を妨げない範囲での料金改定となるよう個別に検討できることとする。

**※P10 (6) 激変緩和措置**

5 耐用年数到来後の減価償却費の取扱い

耐用年数到来後の減価償却費の取扱いに関し、受益者負担として相当額をコストに含める考え方については、新地方公会計の数値との整合性および資本的支出があれば減価償却費に反映されることに鑑み、コストには含めないこととする。

**※P6 ③建物建設費（減価償却費）**

## 【審議概要】

## 1 原価に含める対象経費

原価に含める対象経費に統一的な基準による財務書類に基づく数値を使うことにより、これまで見えなかった退職手当引当金繰入額などの非現金支出も含めたフルコストによる算定が可能となる。また、どの数値をコストとして見れば良いのかが明確となるため、財政の透明性を高め、説明責任をより適切に果たすことができる。

減価償却費については、固定資産台帳の数値を使うことにより、固定資産台帳が整備された平成29年度以降に資本的支出を伴う維持補修を行った場合については、毎年そのコストを乗せて固定資産台帳が更新されるため、建物の資産評価が適切に反映された減価償却費を使用料算定の基となる経費として使うことができる。ただし、固定資産台帳整備よりも前の大規模な資本的支出については、すべてを正確に洗い出すことができないことから、過去に遡ってコストに含めることはしないこととする。また、特定財源の有無による減価償却費への影響がなくなり、行政コストの平準化が図られる。

このような新地方公会計制度への対応は、今後、多角的に受益者負担の考え方を検討できることにもつながると期待されることから、原価に含める対象経費は、統一的な基準による財務書類の数値と、財務書類の作成に伴い整備した固定資産台帳の減価償却費を用いることとする。

第1回

## 2 現行の料金改定基準の再評価

料金改定の基準が100円以上の差額というのは、もともとの料金が高いものほど、料金改定の対象となりやすい。ごく僅かな乖離に基づき頻繁に料金改定を行うことは利用者にとってのわかりにくさにもつながり好ましいことではなく、料金改定に伴う業務量も膨大となり現実的ではない。安定した来館や使用を求めるのであれば、一定の乖離内の料金区分については、安定した料金であるべきで、その一定の乖離を100円という「増減額」としている現行の改定基準は、もともとの料金の大小を考慮すれば、「増減率」に見直しをすることが望ましい。また、100円単位による改定額をきちんと反映させるためにも、増減率は10%とすることが望ましい。料金改定にあたっては、算定した額と現行料金との差額を基準に、概ね10%以上の乖離が生じているかを一つの目安とし、改定額は100円単位とすることを明文化することとする。

第2回

## 3 使用料について算定結果以外の状況も加味することの明文化

手数料については、区市町村で行う事務の共通性から他市との均衡の考慮が明文化されているが、使用料については明文化されていない。運用としては、使用料についても算定結果以外に各施設の事情を考慮してきたが、基本方針に明文化されて

第2回

第2回 { いないため、所管課が使用料の適正価格を決定する上での考え方が統一されにくいという課題がある。

第3回 { 料金決定にあたり、使用料については施設を取り巻く社会状況や施設の老朽度合いという視点も考慮されるべきであることから、算定結果以外の状況を考慮する際に優先される視点が明らかになるよう、手数料と使用料を分けて明文化することが望ましい。使用料を決める際は、会計的なコスト計算の観点だけにとどまらず、例えば、施設の利用が時代のニーズに合致しているか、ハード面・ソフト面の維持管理が物理的に可能かどうかなどの観点も含めて考慮する必要がある、そうした持続可能性を考慮することは発生したコストの適正な負担の視点を入れることにもなる。また、市の第5次総合計画でも、公共施設の老朽化という大きな課題も踏まえ、ハコに依存しない公共施設への再編を含めて持続可能性を高めることを重要なテーマとしているため、市の施策の方向性とも一致する。さらに、市場性の考慮についても明文化することとするが、あくまでも、施設を取り巻く社会状況や施設の老朽度合いという視点が優先されることを前段で明文化することで、単純な料金比較だけではなく、施策の方向性とも整合をとりながら額を決定できることとする。

4 激変緩和措置の検討

第2回 { 料金が200円未満の場合、1.5倍では100円以上の差額となることはなく、料金改定とはならないという課題があるため、恒久的に据え置きとなる料金区分を無くし、なおかつ適切な期間内に算定額に近付けられるように激変緩和措置を見直すことが望ましいことから、現行料金50円未満の区分および50円以上200円未満の区分を新設し、改定額の上限をそれぞれ100円と現行料金の2.0倍とする。200円以上の区分の激変緩和の倍率については、試算の結果、細かく倍率を区切っても結果はあまり変わらないことが確認できたため、必要以上に改定額の算出が煩雑とならないよう現行どおり1.5倍とする。

第3・4回 { なお、月額としている使用料については、長期使用となることから高額となる場合があり、他の多くの時間単位の使用料とは性質が異なるため、月額使用料の改定額の上限については、設置目的を妨げない範囲での料金改定となるよう個別に検討できることとする。

5 耐用年数到来後の減価償却費の取扱い

第3回 { 耐用年数到来後の施設については、財務書類の行政コスト計算書上、減価償却費が計上されていない（備忘価額1円）ため、料金の減額改定を実施するかという問題がある。償却資産は耐用年数経過後に、直ちに物理的に使用出来なくなるというものではなく、市が今後も使い続けると判断し、適正な維持管理を行っている間は使用し続けることが可能であるが、老朽化が進んでいる資産であることには変わりないので、受益者が使用し続ける限り、市としては修繕等の維持費を負担しなければ

ばならない。本来の償却資産が持つ効用を維持しようとするれば、一定のコストが発生する以上、受益者に負担をしてもらうべきという考え方は、公平性の観点からは自然であるため、どの範囲で受益者が負担するのが妥当か、大きく2つの考え方を検討した。

1つ目は、過去に計上していた減価償却費を、耐用年数到来後も加算することによって使用料を計算するという考え方である。この考え方は、過去の取得価額に基づく計算であると同時に、過去に減価償却費として計上していた実績値をそのまま使用することから、一定の客観性と明瞭性を維持できるものと考えられる。しかし、固定資産台帳が整備され、資本的支出の分は減価償却費に積み上がっていくことから、今後何重にもコストを上乗せしてしまうことになる。その点を考慮し、資本的支出の減価償却費を耐用年数到来後は加味しないとすればどうかという、通常、資本的支出は建物本体と一体をなして建物全体の価値に貢献する建物の一部を意味する。そのため、固定資産を構成する一部と考えるのが自然であり、建物本体と資本的支出の取扱いを分けるというのも説明がつかない。また、耐用年数が到来した施設にかけられた資本的支出を、各所管がもれなく把握し続けてコストに含めていくというのは、事務負担と正確性を考慮すると課題がある。そもそも、新地方公会計の数値との整合性を維持することができないため、統一基準の考え方から外れた取扱いとならざるを得ない点に問題がある。

2つ目は、使用料の算定根拠である新地方公会計の数値との整合性を図ることを重視して、新地方公会計の数値に修正を加えるという考え方である。すなわち、将来の発生するコストである修繕費を適切に見積もり、修繕引当金を計上する方法である。しかし、総務省の統一的な基準による地方公会計マニュアル上、修繕引当金の計上について何ら明記されておらず、国は当該引当金の計上を想定していない可能性を否定できないこと、引当金の計上要件の1つである「発生可能性が高い」という点は説明が必要であることなど、別の問題も生じる。また、この場合、マニュアルがないため将来の修繕費の算定方法の根拠もなく、一般会計の財務書類において、多くの耐用年数到来施設がある中、なぜ使用料徴収施設のみ修繕引当金を計上するのかの説明もつかない。

以上のように検討した結果、耐用年数到来後の減価償却費の取扱いについては、新地方公会計の数値との整合性および資本的支出があれば減価償却費に反映されることに鑑み、コストには含めないこととする。

おわりに

新地方公会計制度が確立し、当市においても統一基準による財務書類の作成と、それに伴う固定資産台帳の整備がなされた。統一基準による財務書類は、これまでの歳入歳出予算決算書類では見えにくかった部分も含めた、行政の財政的な結果を示すためのものであり、これらを正確に作成し公表することにより行政外部への説

第3回

第3回

明責任を果たそうとするものである。一方、財務会計上のコストを出して、それをもとに料金を決めるときには、政策的な要素が入るため、出した数字をそのまま使うということではなく、使える数字を使ったうえで、それに増減するものは当然出てくるという内容である。ただし、新地方公会計制度の考え方を使用料算定に取り入れている自治体は全国的に見てもまだ少なく、たとえば耐用年数到来後の減価償却費の取扱いにしても統一的な考え方がないことから、引き続き情報収集に努める必要があると考える。